Q-24　試用期間とは何か
A-24　試用期間とは、採用した者について「社員としての適格性を判定するための期間」をいう。

回答者　渡邊 岳　わたなべ がく 弁護士（安西法律事務所）
小栗道乃　おぐり みちの 弁護士（安西法律事務所）

出　典　労政時報 第 3723 号（08. 4.11）　付録

※下記の内容は、2016 年 10 月 1 日現在施行されている法律に基づいています。

1. 試用期間の意義

会社は、社員を採用するに当たり、筆記試験や面接試験等の採用選考を行い、その者に社員と
の適格性があるか否かを判断する。しかし、採用選考過程で得られる情報には限界があり、
真に社員としての適格性があるかどうかを正確に判断することは困難である。

そこで、入社後３カ月ないし６カ月程度、一定の「試みの期間」を設け、その間の
状況によって本採用をするか否かを決定するという方法をとる会社もある。この「
試用期間と呼ぶ。

2. 試用期間の法的性質

試用期間は、通常は期間の定めのない雇用契約の開始当初に設けら
に、この契約には、試用期間中に社員として不適格であると使用者
の特約が留保されていると解されている。したがって、試用期
了するわけではなく、雇用契約を終了するためには、解約権
の意思表示が必要となる。

他方、使用者が、労働者と有期雇用契約を締結した
とが原則である。しかし、有期雇用契約であっても
判断するためである場合には、契約期間の満了
で成立しているなどの特段の事情が認められ
陵学園事件　最高裁三小　平 2.6.5 判決

したがって、最初は有期雇用契約社
いて改めて期間の定めのない雇用契
この場合の当初の有期労働契約
否の可否として判断される
なお、職業紹介において
終了後、引き続き、両
「常用目的紹介」で
http://www.mhl
kubu/0000
他方、
され
htt